

既に退職した元・県職員の皆様も、再任用制度の対象です！

徳島県では、令和2年度から「定年を待たずに退職した元職員の方」「定年退職時に再任用を希望しなかった元職員の方」などを、一定の要件を満たす場合に再任用の対象としています。

1 再任用制度の対象となる方（既退職者）

法及び条例において任用要件について定めがありますので、それらに該当することが必要となります。

【主な要件】

- ・「本県を定年退職した方」又は
「25年以上勤続して本県を退職した方であって、再任用される時点で、退職後5年を経過していない方」
- ・再任用される前年度末の年齢が65歳未満である方。
- ・県職員として在職していた時の職に係る定年年齢を超えている方。

⇒退職したタイミングなどによって、要件が異なる場合がありますので、病院局総務課までお問い合わせください。

2 応募方法について

翌年度の再任用希望調査を在職職員向けに実施する際に併せて、県ホームページに既退職者を対象とした再任用募集を掲載いたします。（概ね10月上旬～10月中旬頃掲載予定です。）

そちらを御覧の上、再任用を希望する前年の11月上旬まで(※)に、病院局総務課まで応募してください。

※応募期限については、年により変動する場合がありますので、必ず実際の募集案内を御確認ください。

3 お問い合わせについて

再任用制度の運用に関し御不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

お気軽にお問い合わせください！

徳島県 病院局 総務課 職員担当

電話：088－621－2217

Mail：byouinkyokusoumuka@pref.tokushima.jp